



- 四 吹流し装置(軽量型)
- イ 長さは最低でも百メートル又は漁船の全長の三倍の長さとする。
  - ロ 枝組が水中に沈む地点の風上側の船尾に、海面から五メートル以上の位置に保持できるように取り付け、餌の付いた釣が沈む水域上空を補足できるようにすること。
  - ハ おどしの取り付け間隔は二メートル以内とし、おどしの長さは最低でも三センチメートルとすること。
  - 五 加重枝組
    - イ 釣から二メートル以内に錘を取り付ける場合は、四十五グラム以上六十グラム未満の錘を取り付けること。
    - ロ 釣から三・五メートル以内に錘を取り付ける場合は、六十グラム以上九十八グラム未満の錘を取り付けること。
    - ハ 釣から四メートル以内に錘を取り付ける場合は、九十八グラム以上の錘を取り付けること。
    - 六 青色染色餌 食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)別表一に掲げる食用青色一号で染色をすること。
    - 七 残さ排出管理 イ又はロから一方を実施すること。
    - イ 投網及び揚網中に残さ排出を行わないこと。
    - ロ 投網・揚網を行う舷側の反対側の舷側から残さ排出を行うこと。

改める。

○農林水産省告示第七百九十六号  
 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成六年農林水産省令第五十四号)第二十条の二の規定に基づき、平成二十年七月二十五日農林水産省告示第九百九十三号(特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第二十条の二の規定に基づき、農林水産大臣が定める漁具に関する制限を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から施行する。

平成二十二年十一月十七日  
 農林水産大臣 赤松 広隆

- 1 次の各号に掲げる漁具のうち少なくとも二以上の種類の漁具を使用し、かつ、第一号から第四号までに掲げる漁具のうち少なくとも一以上の種類を使用しなければならない。
- 第二号中「前項」を「前二項」に改め、同項第「号」中「支柱は」の下に「その長さが三メートル以上のものを」を加え、「最低でも三メートル離し」を削り、同項に次の二号を加える。
- 八 ねむり釣 その形状が円形又は楕円形であって釣先が釣軸に対して垂直であり、ひねりが十度以下であること。
- 九 餌魚 欠損又は切断していないものであること。
- 2 前項に定めるもののほか、隣接する浮玉間の釣の数が五以下である場合には、次の各号に掲げる漁具のうちいずれかの漁具を使用しなければならない。
- 一 ねむり釣
- 二 餌魚

○国土交通省告示第三百九号  
 環境省  
 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第十条第一項の規定に基づき平成二十二年二月二日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十一月十七日

経済産業大臣 直嶋 正行  
 国土交通大臣 前原 誠司  
 環境大臣臨時代理 岡本 啓子  
 国務大臣 赤松 広隆

○国土交通省告示第三百十号  
 環境省  
 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第十条第一項の規定に基づき平成二十二年二月三日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十一月十七日

経済産業大臣 直嶋 正行  
 国土交通大臣 前原 誠司  
 環境大臣臨時代理 岡本 啓子  
 国務大臣 赤松 広隆

○国土交通省告示第三百十一号  
 環境省  
 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第十条第一項の規定に基づき平成二十二年二月四日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十一月十七日

経済産業大臣 直嶋 正行  
 国土交通大臣 前原 誠司  
 環境大臣臨時代理 岡本 啓子  
 国務大臣 赤松 広隆

○国土交通省告示第三百十二号  
 環境省  
 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第十条第一項の規定に基づき平成二十二年二月五日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十一月十七日

経済産業大臣 直嶋 正行  
 国土交通大臣 前原 誠司  
 環境大臣臨時代理 岡本 啓子  
 国務大臣 赤松 広隆

○国土交通省告示第三百十三号  
 環境省  
 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第十条第一項の規定に基づき平成二十二年二月六日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十一月十七日

経済産業大臣 直嶋 正行  
 国土交通大臣 前原 誠司  
 環境大臣臨時代理 岡本 啓子  
 国務大臣 赤松 広隆

○国土交通省告示第三百十四号  
 環境省  
 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第十条第一項の規定に基づき平成二十二年二月七日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十一月十七日

経済産業大臣 直嶋 正行  
 国土交通大臣 前原 誠司  
 環境大臣臨時代理 岡本 啓子  
 国務大臣 赤松 広隆

○国土交通省告示第三百十五号  
 環境省  
 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第十条第一項の規定に基づき平成二十二年二月八日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十一月十七日

経済産業大臣 直嶋 正行  
 国土交通大臣 前原 誠司  
 環境大臣臨時代理 岡本 啓子  
 国務大臣 赤松 広隆

○国土交通省告示第三百十六号  
 環境省  
 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第十条第一項の規定に基づき平成二十二年二月九日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十一月十七日

経済産業大臣 直嶋 正行  
 国土交通大臣 前原 誠司  
 環境大臣臨時代理 岡本 啓子  
 国務大臣 赤松 広隆